

**令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係る  
中国市場プロモーション業務  
公募型プロポーザル提案説明書**

**1 実施主体**

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

**2 業務名**

令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係る中国市場プロモーション業務

**3 業務の背景及び目的**

札幌市では、将来ビジョンとして市内スキー場をはじめとした雪体験コンテンツの魅力を高め、「雪の街の魅力」と、充実した都市機能や観光コンテンツといった「国際観光都市の魅力」を融合させることで、世界で唯一の大都市スノーリゾート「スノーリゾートシティSAPPORO」としてブランド化、さらにはインバウンドをはじめとした観光客の増加や、滞在期間の長期化による冬期の観光消費拡大を目指すこととしている（<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort/snowresort.html>）。

近年、ニセコをはじめとし、スキー・スノーボードの目的地として北海道の認知が高まっている中で、アジア圏における札幌のイメージにおいては、雪まつりをはじめ冬のディステーションとしてのブランドが根付いている。一方、令和6年度の札幌市調査によると、札幌にスキー場があることを認知しているインバウンドは5割を下回っており、札幌がスキー・スノーボードのディステーションであることの認知はまだ進んでいない状況と言える。

とりわけ、アジア圏のうち中国市場においては、2015年に冬季オリンピックの開催地が北京に決定して以降、国を挙げてウインタースポーツの振興に取り組んでおり、屋外スキー場だけでなく屋内スキー場が新規オープンするなどし、スキー・スノーボード人口の急激な増加がみられることから、スキー需要が高まっていると見込まれる。

そこで本事業では中国市場、特に降雪が少ない南部地域をメインとし、スキー・スノーボード愛好家に向けて、都市型スノーリゾートの魅力や札幌で楽しめる冬季メニューの豊富さを発信することでスキー場の認知を向上し、今後の誘客に繋げることを目的とする。

**4 業務委託期間**

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月20日（金）までの所定の日とする。ただし、所定の日プロモーションの内容に応じ委託者が定める。

**5 予算規模**

本業務の上限は8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 6 業務の内容

中国のスキー・スノーボード愛好家に、都市型スキーリゾートとして札幌の認知を向上するため、中国市場でターゲット層に影響力のあるインフルエンサーやメディア、現地スキー施設関係者等を対象としたFAMトリップを実施し、オンライン・オフラインメディア等を活用して、札幌ならではのスキー・スノーボード旅行の魅力的な過ごし方を紹介する効果的な情報発信を行うこと。

### (1) 対象市場

中国（3都市以上を重点地域として選定し、理由を示すこと。）

### (2) ターゲット

スキー・スノーボード愛好家（スキー・スノーボードの習熟度は問わない。）

### (3) FAMトリップ

#### ア 招請者数

4人以上

#### イ 招請時期

令和8年1月頃

なお、悪天候時などに備え、体験の日程については、変更や延期等柔軟に対応できるような体制を整えておくこと。

#### ウ 取材対象地域

札幌市内

#### エ 取材行程

取材行程（泊数、取材コンテンツ等）は、提案によることとする。

全行程終了後に被招請者からの意見徴収の時間を設けること。

#### オ 取材の調整、手配

取材実施に必要な一切の調整（取材先との連絡調整、被招請者との連絡調整等）、一切の手配（取材に係る宿泊、食事、通訳、ガイド・添乗員、交通手段・通信手段・カメラマン・撮影機材等の手配等）を実施すること。

### (4) 情報発信

上記6(3)の取材に基づき、発信コンテンツを制作・調整し効果的に発信すること。なお、発信内容には必ず動画コンテンツを含めることとする。

#### ア 発信媒体

被招請者のオンライン・オフラインメディアにより発信すること。なお、オンラインメディアでの発信は必須とし、オフラインメディアの活用は効果的と考えられる場合には提案により示すこと。

#### イ 発信内容

札幌市内スキー場の紹介にとどまらず、食・文化・温泉・スノーアクティビティ等の観光要素を組み合わせ、札幌ならではの楽しみ方を訴求すること。

また、スキー場までのアクセス方法など、具体的な情報の紹介を含めること。

なお、受託者は被招請者が発信する媒体において効果的に発信が行えるよう、必要なフォローアップを行うこと。

#### エ 発信時期

令和8年1～3月とするが、冬季シーズンのタイミングを逸することがないよう留意すること。

### (5) 実施結果の報告

業務完了期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめて報告するもの

とする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

(6) その他

ア 札幌は下記のブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、事業実施にあたっては、ブランドイメージを損なわないよう留意すること。

※ Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しを提供する。

イ 本業務における一切の成果物（コンセプト、デザイン、画像、映像、印刷物、報告書等）は、委託者が札幌市のプロモーションを目的とした範囲において、無償で二次利用や次年度以降のプロモーションに継続使用ができるように調整を行うこと。

## 7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 実施方針

中国における、スキー・スノーボード愛好家のニーズや動態（人気の旅行目的地、滞在日数、旅行を志向する年齢層、旅行形態など）について考察し、札幌市の都市型スノーリゾートの特徴を踏まえて来札市場に対する解釈を示したうえ、本事業の実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴、重点地域の選定理由およびターゲット等を明らかにすること。

(2) FAMトリップ

ア 招請者の概要（影響力のある地域、メディアで取り扱っている内容、読者・視聴者の属性、メディアの発信力・影響力、情報発信の媒体等）を示すこと。また、招請者選定の理由をあわせて示すこと。

イ 招請時期及び行程（泊数、取材コンテンツ等）を示すこと。また、選定した取材コンテンツの概要、取材コンテンツを選定した理由（選定したコンテンツが、ターゲット層に効果的に魅力を発信できると見込む理由等）を併せて示すこと。

(3) 情報発信

ア 情報発信媒体

情報発信を行うオンライン・オフラインメディアを選定理由とともに示すこと。上記7(2)アの招請者概要とあわせて示すことも可とする。

イ 情報発信内容

各媒体での情報発信のテーマ・コンセプト、分量（記事・動画の長さ、発信回数等）、構成の想定等の内容を示すこと。また併せて、それらの内容がターゲット層に効果的に魅力を発信できると見込む理由を示すこと。

ウ 独自提案

メディア自身や関連施設による発信に留まらず、本事業の目的を達成するために効果的な手法がある場合には併せて提案すること。

なお、当実行委員会が運営する、海外向けの札幌市公式観光ウェブサイト及びSNS（Visit Sapporo）との連携を提案することも差し支えない。

※Visit Sapporo

ウェブサイト：<https://visit.sapporo.travel/>

Instagram（英語）：<https://www.instagram.com/visit.sapporo/>

Facebook（英語）：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

(4) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

＜提出する書面＞

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

| 提出書面                   | 備考                                                                        |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ア 申出書                  | (様式3)                                                                     |
| イ 登記事項証明書              | ※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可)<br>※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの                  |
| ウ 財務諸表(直前2期分)          | 貸借対照表、損益計算書                                                               |
| エ 納税証明書<br>(市区町村税)     | ※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可)<br>※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |
| オ 納税証明書<br>(消費税・地方消費税) | ※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可)<br>※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの                   |

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| ア 公募開始       | 令和7年9月30日(火)           |
| イ 参加申込書の提出期限 | 令和7年10月14日(火) 12時00分必着 |
| ウ 企画提案書の提出期限 | 令和7年10月21日(火) 12時00分必着 |
| エ ヒアリングの実施   | 令和7年10月30日(木)          |
| オ 選定結果の通知    | 令和7年11月上旬              |
| カ 契約締結       | 令和7年11月上旬              |

### (2) 提出書類

各種書類は、実行委員会(札幌市観光・MICE推進課)へ持参又は郵送(ただし、書留郵便に限る)により提出すること。

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ア 参加申込書(様式1)                  | 1部  |
| イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用) |     |
| ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの           | 3部  |
| ・提案者の団体名称が記載されていないもの          | 12部 |
| ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD-R)       | 1部  |

### (3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

### (4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会に電子メールで送信するものとする。

- ア 質問受付期限  
令和7年10月6日(月)12時00分まで
- イ 質問に対する回答  
質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上

で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「（団体名）「令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係るアジア向けプロモーション業務」質問書」とする。

## 10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

### (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

### (2) 評価の基準

| 評価項目                  | 評価内容                                                    | 配点 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------|----|
| 実施方針の的確性<br>（7(1)関係）  | 実施方針の策定に係る分析は適切であり、方針内容は本事業の目的に沿った的確なものであるか。            | 5  |
| FAMトリップ<br>（7(2)関係）   | 招請者はターゲットに対し発信力・影響力があり、効果的に認知拡大を図ることが期待できるか。            | 20 |
| 情報発信力<br>（7(3)関係）     | 情報発信する媒体は、ターゲットに対し発信力・影響力があり、効果的に認知拡大を図ることが期待できるか。      | 25 |
|                       | 情報発信の内容はターゲットの関心を惹きつけ、効果的に札幌の都市型スノーリゾートの魅力を訴求できるものであるか。 | 20 |
|                       | 情報発信のタイミングや回数・量は発信効果を高めるものであるか。                         | 15 |
| 効果・目標の妥当性<br>（7(4)関係） | 効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。                             | 5  |
| 体制・計画の適否<br>（7(5)関係）  | 業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。           | 5  |
| 経費の妥当性<br>（7(6)関係）    | 提案内容に対して積算額が妥当であるか。                                     | 5  |

### (3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテー

ション15分、質疑応答10分)を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

## 12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

- ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物の著作権

- ア 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 三上、小笠原  
（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課内）  
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階  
電 話 011-211-2376  
F A X 011-218-5129  
メー ル [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)